

第三十四回国会 衆議院 内閣委員會議 録 第二十九号

昭和三十五年四月十四日(木曜日)

午前十時五十八分開議

出席委員

委員長 福田 一君

理事 淺香 忠雄君 理事 岡崎 英城君

理事 高橋 禎一君 理事 高橋 等君

理事 前田 正男君 理事 石橋 政嗣君

理事 石山 權作君 理事 田万 廣文君

生田 宏一君 内海 安吉君

始関 伊平君 谷川 和穂君

富田 健治君 保科善四郎君

山口 好一君 中原 健次君

柳田 秀一君 受田 新吉君

中村 時雄君

出席政府委員

法制局参事官 野木 新一君

(第二部長)

建設政務次官 大沢 雄一君

建設事務官 鬼丸 勝之君

(大臣官房長)

建設事務官 關盛 吉雄君

(計画局長)

委員外の出席者

農林事務官 正井 保之君

(農地局参事官)

専門員 安倍 三郎君

四月十四日

委員岡良一君及び中村時雄君辭任に

つき、その補欠として柳田秀一君及

び受田新吉君が議長の指名で委員に

選任された。

四月十三日

靖国神社の國家護持に関する請願

(羽田武嗣郎君外一名紹介)(第二二

第一類第一号 内閣委員會議録第二十九号 昭和三十五年四月十四日

(三三三号)

同(櫻内義雄君紹介)(第二三六四号)

同(林唯義君紹介)(第二四二二号)

同外一件(齋藤邦吉君紹介)(第二四

四二二号)

文官恩給調整に関する請願(池田清

志君紹介)(第二三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三

三三三三三三三三三三三三三三三三三

同外四件(中村寅太郎君紹介)(第二五

二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二二二二二二二二二二二二二二二二

二二四四号)

同(始関伊平君紹介)(第二二五五五号)

同外一件(鈴木善幸君紹介)(第二二

五六六号)

同外五件(田中角榮君紹介)(第二二

五七七号)

同(寺島隆太郎君紹介)(第二二五八

号)

同(丹羽兵助君紹介)(第二二五九号)

同(長谷川四郎君紹介)(第二二六〇

号)

同(橋本登美三郎君紹介)(第二二六

一号)

同外一件(橋本正之君紹介)(第二二

六二二二二二二二二二二二二二二二二

六二二二二二二二二二二二二二二二二

六二二二二二二二二二二二二二二二二

六二二二二二二二二二二二二二二二二

六二二二二二二二二二二二二二二二二

六二二二二二二二二二二二二二二二二

六二二二二二二二二二二二二二二二二

六二二二二二二二二二二二二二二二二

六二二二二二二二二二二二二二二二二

六二二二二二二二二二二二二二二二二

六二二二二二二二二二二二二二二二二

六二二二二二二二二二二二二二二二二

六二二二二二二二二二二二二二二二二

六二二二二二二二二二二二二二二二二

六二二二二二二二二二二二二二二二二

六二二二二二二二二二二二二二二二二

六二二二二二二二二二二二二二二二二

六二二二二二二二二二二二二二二二二

六二二二二二二二二二二二二二二二二

六二二二二二二二二二二二二二二二二

六二二二二二二二二二二二二二二二二

同(山中日露史君紹介)(第二三二四

号)

同外十九件(和田博雄君紹介)(第二

三二二二二二二二二二二二二二二二二

三二二二二二二二二二二二二二二二二

三二二二二二二二二二二二二二二二二

三二二二二二二二二二二二二二二二二

三二二二二二二二二二二二二二二二二

三二二二二二二二二二二二二二二二二

三二二二二二二二二二二二二二二二二

三二二二二二二二二二二二二二二二二

三二二二二二二二二二二二二二二二二

三二二二二二二二二二二二二二二二二

三二二二二二二二二二二二二二二二二

三二二二二二二二二二二二二二二二二

三二二二二二二二二二二二二二二二二

三二二二二二二二二二二二二二二二二

三二二二二二二二二二二二二二二二二

三二二二二二二二二二二二二二二二二

三二二二二二二二二二二二二二二二二

三二二二二二二二二二二二二二二二二

三二二二二二二二二二二二二二二二二

三二二二二二二二二二二二二二二二二

三二二二二二二二二二二二二二二二二

三二二二二二二二二二二二二二二二二

三二二二二二二二二二二二二二二二二

三二二二二二二二二二二二二二二二二

三二二二二二二二二二二二二二二二二

三二二二二二二二二二二二二二二二二

三二二二二二二二二二二二二二二二二

三二二二二二二二二二二二二二二二二

三二二二二二二二二二二二二二二二二

三二二二二二二二二二二二二二二二二

三二二二二二二二二二二二二二二二二

三二二二二二二二二二二二二二二二二

同(山田長司君紹介)(第二四八九号)
 同(山中吾郎君紹介)(第二四九〇号)
 同(山中日露史君紹介)(第二四九一
 号)
 建設省、北海道開発局及び運輸省港
 湾建設局定員外職員の定員化に関す
 る請願外一件(上林山榮吉君紹介
)(第二二六八号)
 同(橋本正之君紹介)(第二二六九号)
 同外一件(館俊三君紹介)(第二三
 七号)
 同(三宅正一君紹介)(第二三二八号)
 同(今村等君紹介)(第二四二五号)
 同(内海清君紹介)(第二四二六号)
 同(堤ツルヨ君紹介)(第二四二七号)
 同(上林山榮吉君紹介)(第二五一四
 号)
 北海道開発局定員外職員の定員化に
 関する請願(薄田美朝君紹介)(第二
 二七〇号)
 同外一件(田中正巳君紹介)(第二三
 七号)
 同外一件(岡田春夫君紹介)(第二二
 九六号)
 同(鈴木茂三郎君紹介)(第二二九七
 号)
 同外一件(館俊三君紹介)(第二二九
 八号)
 同外一件(永井勝次郎君紹介)(第二
 二九九号)
 同外一件(安井吉典君紹介)(第二三
 〇〇号)
 同外一件(横路節雄君紹介)(第二三
 〇一号)
 同外一件(今澄勇君紹介)(第二四一
 三号)
 同外一件(受田新吉君紹介)(第二四
 一四号)
 同(内海清君紹介)(第二四一五号)

同外一件(菊川君子君紹介)(第二四
 一六号)
 運輸省港湾建設局定員外職員の定員
 化に関する請願(櫻井奎夫君紹介)
 (第二三一六号)
 同(今村等君紹介)(第二四二八号)
 同(内海清君紹介)(第二四二九号)
 同(塚本三郎君紹介)(第二四三〇号)
 同(石田省全君紹介)(第二四九三号)
 北海道開発局札幌開発建設部庁舎新
 築に関する請願(安井吉典君紹介)
 (第二三一九号)
 同(小平忠君紹介)(第二四三九号)
 自治省設置反対に関する請願(赤路
 友藏君紹介)(第二三三五号)
 同(多賀谷貞徳君紹介)(第二三三六
 号)
 同(岡良一君紹介)(第二四四五号)
 同(小松幹君紹介)(第二四四六号)
 同(西ヶ久保重光君紹介)(第二四九
 四号)
 同(赤路友藏君紹介)(第二四九五号)
 同(櫻井奎夫君紹介)(第二四九六号)
 行政機関定員外職員の全員定員化に
 関する請願(河野密君紹介)(第二三
 三八号)
 同(正木清君紹介)(第二三七六号)
 同(金子若三君紹介)(第二四二三号)
 同外五件(西ヶ久保重光君紹介)(第
 二四四七号)
 同(栗原俊夫君紹介)(第二四四八号)
 同(東海林稔君紹介)(第二四四九号)
 同(正木清君紹介)(第二四九二号)
 米駐留軍の行為による特別損失補償
 に関する請願(塚原俊郎君紹介)(第
 二四三九号)
 文部省文化財保護委員会事務局定員
 外職員の定員化に関する請願(小島
 徹三君紹介)(第二三六五号)

同(小林絹治君紹介)(第二三六六号)
 同(佐々木盛雄君紹介)(第二三六七
 号)
 同(富田健治君紹介)(第二三六八号)
 同(渡海元三郎君紹介)(第二三六九
 号)
 同外一件(堀川恭平君紹介)(第二三
 七〇号)
 同(受田新吉君紹介)(第二四三二号)
 同(菊川君子君紹介)(第二四三三二号)
 同(佐々木良作君紹介)(第二四三三
 号)
 同(山下榮二君紹介)(第二四三四号)
 国家公務員に対する寒冷地手当、石
 炭手当及び薪炭手当の支給に関する
 法律の一部改正に関する請願外二件
 (西村関一君紹介)(第二三三六号)
 同外一件(矢尾喜三郎君紹介)(第二
 三三七号)
 同外二件(西村関一君紹介)(第二四
 四三三号)
 同外二件(矢尾喜三郎君紹介)(第二
 四四四号)
 寒冷地関係給与に関する請願外十一
 件(佐野憲治君紹介)(第二三八八号)
 建設省地理調査所定員外職員の定員
 化に関する請願(塚本三郎君紹介)
 (第二四二四号)
 は本委員会に付託された。

を許します。中村時雄君。
 ○中村(時)委員 きょうは私は手続
 の問題でいろいろお話をしてみたい、
 また質疑をしてみたい、このように
 思っておるのでありますが、その前に
 一点お聞きしておきたいことは、皆さ
 んの中にも、これだけ時日が経過をし
 たのでありますから、この調査会にお
 けるところの構成メンバーは、もうほ
 つばつ腹案があろうと思われるので、
 この際それを発表していただきたい、
 こう思います。
 ○關盛政府委員 ただいまお尋ねの公
 共用地取得制度調査会の委員の構成の
 問題でございますが、この委員は十五
 人以内で構成する予定でございますし
 て、学者あるいは取用委員会の委員と
 か、あるいは実務家等、公共用地の取
 得について学識経験を有する者のうち
 から選任する、こういう考え方でござ
 います。
 ○中村(時)委員 そうすると、この前
 の私の質問のときはだいぶ趣を異に
 して、主として取用委員会の委員ある
 いは学者、経験者、そういう者が中心
 になっておるわけなんです、この前
 の話の中においては、被取用者も十分
 それを配慮してその中に入れていく、
 あなた方はそういう答弁をなさってい
 らっしゃったにかかわらず、依然とし
 てまたもとの原則に戻ってきた、こう
 いうことになるのですか。
 ○關盛政府委員 そう申し上げたつも
 りでありましたが、少し補足いたしま
 して申し上げますが、前会からお尋ね
 にありましたように、公共用地の取得
 は、諸般の総合的な対策等を検討いた
 することとなる立場の側に立っての意見

を申し述べられる方も、学識経験者の
 中に加えまして選考したい、こういう
 ふうに考えております。
 ○中村(時)委員 もう少しはつきりし
 ていただきたい。それではわずかに十五
 人の人間ですから、だれをどうする
 ということ、これは今聞く必要もない
 と思うのですが、わかっておればそれ
 をはつきりと明示していただければ
 けっこうなんです……。そのことよ
 りも基本的な問題として、それでは一
 体だれを何名、だれを何名、どうい
 うふうに考えていらっしゃるか、もつと
 具体的にはつきり明示していただ
 きたい。
 ○關盛政府委員 今まだその具体的な
 構成の比率等はきまっておりません
 が、特に農業関係等におきましては、
 公共用地の取得問題が非常に大きな影
 響を与えますので、そういう方面の学
 識経験者を、もとよりこの委員の構成
 に十分反映できるように考えておる次
 第でございます。
 ○中村(時)委員 ただ抽象的に学識経
 験者といいますが、たとえば学校で
 教えている教授のような立場を持った
 人、あるいはあなたの言葉を拡大解釈
 すれば直接農業に従事している者、職
 業別に見た場合いろいろあると思う
 のです。十五名というものの中心を何
 でもかんでも学識経験者、学識経験者
 というような、そういうべらぼうな話
 し方はないと思うのです。そこでもう
 少し具体的に考えて発表していただき
 たい。少なくとも調査会を作り、大体
 において学識経験者が何名、あるいは
 団体が何名、あるいは土地取用者が何
 名、土地取用委員会の委員が何名、そ
 ういうふうに、名前は別といたしまし

○福田委員長 これより会議を開き

建設省設置法の一部を改正する法律

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

案を議題とし、前会に引き続き、質疑

でも、基本というものの比率は、大体の中の骨子があると思うわけでありまして、大体あなたはどういう構想を持っているのか、それを明確にしたい。

○關盛政府委員 ただいまお尋ねのようには、まだ具体的に申し上げる段階に至っておりません。

○中村(時)委員 段階になってないということとは、腹案は持っておるとのことですか。腹案も持たずして、あなた方はそういうことを言っているのですが、ただ抽象的にばく然と、土地の取り上げだけを中心として今の土地収用法の範囲を狭めようという、そういう考えだけに基づいて、あなた方は調査会というものは付帯的なものとして考えていらつしやるのですか。土地収用法のどこかに手入れをしようということを目的にしておる。しかしそれで名前がつけにくいから、そこで調査会というものを作って、人間だけを集めてみよう、こういう考え方はいいですか。それとも調査会というものを主体にして、調査会でいろいろなことをさしてみようという考え方のなか。それでは全然考え方が違ってくるのではないですか。たとえば調査会を主体にしていろいろな調査を行なわれようという考え方、そういうことなれば当然構成ということが基礎にならなければならぬ。その基礎をないがしろにしておいて、この設置法で調査会だけを作ろうということになるならば、少なくともそれは目的でなくして、手段としてこの調査会を取り上げようという考え方はいい。目的はどこにあるのかといえ、起業者側からこの土地収用法に対するところの、あ

なた方にいろいろな建議をしておる。そのことを履行するための言いわけのために調査会を作るとしか考えられない。それでしよう。その点ははっきり言明してもらいたい。

○大沢(雄)政府委員 ただいまの点でございしますが、たびたびお答えを申しました通り私も調査会を設置するにつきましては、土地収用法の改正ということをご予定してございまして、その内容等についてご承知、ああ設置するのにはございませぬ。毎々お答え申し上げております通りいろいろ問題が多いのでございませぬ。これらにつきましては十分学識経験者の方々の意見を聞きまして、この調査会において検討していただきたい、十分検討を尽くして、その結果によりまして改正すべきものがあれば改正したい、そういうところから出ております次第でございます。その点につきましては再々申し上げた通り少しも変わっておりませぬので、御了承願いたいと思ひます。

○中村(時)委員 政務次官のおっしゃるようにするならば、目的ははっきりしておるのです。あなた方が出しておるパンフレットの中にはっきりしておるではないですか。業者側からほとんど出ておる。あなた方の「公共用地取得対策について」とこう書いてあるパンフレットの第一ページのところに「例えば大都市における公共施設の整備事業については、都市計画の見地より、公共施設の整備とあわせて、建築敷地及び建築物の整備を行うこととし、公共用地の取得の合理的解決にも資するような制度を立案準備中である

が」とこうなっておる。これは主として道路のことをいっておるし、この問題は一般にいわれる超過取用の問題、すなわち都市計画法の十六条二項の問題に当てはまる問題であると思ひます。あるいはその次のページに、それらの諸問題に対しては(一)補償額決定以前に、起業者に土地使用権を認める制度を一般化する。(二)取用の手続を簡略にして、公共用地の迅速な取得ができるようにすること。(三)取用の裁決を迅速かつ公平に行うように取用委員会の組織及び審理手続を改めること。現行土地収用法は、その施行後において、昭和二十八年及び三十一年の二回にわたつて一部改正が行われたのであるが、土地収用法は公共の利益の増進と私権の保護との調整をはか

ることを目的とする憲法第二十九条に基く国の基本制度の一つであるから、改正意見にみられるような制度の基本に關係する重要な改正については慎重に検討する必要がある」といって、すなわち調査会の目的というものは、業者側がたゞいろいろ案件を出して、これがいいか悪いかを考えてみようというお考え方はよくわかる。さすれば最も重要なのは調査会の人員が問題になつてくる。その構成は大体十五名とおっしゃつた。十五名とおっしゃるならば、大体そういうことの勘案ができる人たちを入れるということ。入れるということになれば、土地収用委員会が何名、あるいは国会議員を入れるか入れないか知りませんが、それが何名、大体そういう基本事項というものははっきり打ち出されなくてはならないと思ふ。私は何も声を大にしてこ

ういうことを言いたくないのですが、そういうことをあいまいこととして平気でやっておるから官僚根性と言われているのです。そういう点をはっきりしておいていただきたい。

○大沢(雄)政府委員 ただいま御指摘になりました点は、問題点として今更各方面から言われておることをフランクに私もあはれておるわけですが、ですから私もあはれておるわけですが、それから起業者の代弁をすとか、そういうことは毛頭考えていない。フランクに私もあはれておるわけですが、容に私どもは問題点を皆様方に申し上げておるわけでありませぬ。委員の内何名と云うところはまだきめておりませぬ。これにつきましてはやはり審議の経過、その他いろいろ十分に御意見を聞きまして、各方面の公平な適正な意見が反映されますようにしたいと考えております次第であります。

○中村(時)委員 どの調査会を作るにしても、調査会の内容を考えた場合には、大体基本というものはきまつておるのです。――政務次官、わかるのですか。質問をよく聞いておいてもらわないと困る。質問のポイントをはずす、それを詭弁と称する。詭弁というものは、一つの問題の中心に入らずしておいて、自分がほかへよけていくことを詭弁と称する。あなた方のやり方というものはそういうやり方です。私の聞いているのは、調査会の目的のためにこういうことをするのだということを開いているのじゃない。それをやるために構成が一番大事なことなんだ。あなたは構成が一番大事だと思われないですか。それではまずそれを聞いて

いきたい。

○大沢(雄)政府委員 御意見の次第、よくわかる次第でございます。委員の構成につきましても大事でございますから、私もやはり慎重に、申し上げましたように各方面の学識経験者の中にもあつた通り被取用者の側、ことにいろいろの問題が一番多い農民等の代表者の方も加えるということをしるべきでございませぬ。その中では、率直に申し上げてまだ人数をきめて予定していませんと申し上げておる次第でございます。決して詭弁を申し上げるつもりは毛頭ございませぬ。

○中村(時)委員 それでは構成というのが一番大事なことではあるのだから、たゞ学識経験者に対して漁業代表を幾ら、あるいは都市における被取用者が幾らあるというふうな原案というものが大体あるのです。それによつていろいろ質疑の中で、これはこういうようにしようじゃないかというならまだ話はわかる。一番大事な骨格をほうっておいて、ワクだけは十五名と云うことをきつめておいて逃げようというのはいけません。あなたの方では、卑怯なやり方です。あなたの横にいらつしやる局長はおそらくわかつておるのです。もうわかつておるのです。言つたら何か言われやしないかという危惧を持っています。はっきりしたらどうです。またそのことに対して、私たちはその審議を阻止するとか、あなたたちをつるし上げようとかいふ気持は毛頭ありません。よりよい十分なもの

を作りたいと思つているから、大事なことを言つてゐる。それを何でもかんでも隠し回つて云々するということ、この審議の過程においては最も必要なことだ。またそんなにおそれることも何もない。あなた方は實際農業代表を――被収用者に対しては何名と、十分考慮したいと言つてゐる。十分考慮したいと言つたのはすでに二十日も前です。その間は一体何をやってゐたのですか。そのときから言つてゐるじゃないですか。それでもまだあなた方は、わかりません、次に考えますとかいふような御答弁をなさるつもりなんでしょうか、はつきりしておいていただきたい。

○福田委員長 ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○福田委員長 速記を始めて。
○中村(時)委員 それではちよつと具体的にお聞きいたしますが、政務次官、あつてぬようによく聞いておいていただきたい。それではたとえばまず考えられることは、この調査会の委員には、起業者側があります。それから今言った被収用者側があります。それからあなたのおっしゃる学識経験者、また中には評価員が必要になつて参ります。評価員というのは、おそらく土地収用委員会の委員が当たつてくるのではないかと推察ができる。大きく分けるとそういうことになると思つてゐます。そうするとまず一番の骨子になるものは何かといへば、起業者側と常に意見の対立を見るのは被収用者側になつてくる。そこで被収用者側と起業者側の比率を考えた場合に、数は多いけれども、常に不利な立場をとるのが被収用者側とい

うことになつてくる。そういう立場から考へて、私は大きく分ければ三つに分けられると思つてゐる。すなわち起業者と被収用者との評価を含めた学識経験者と称する側と、大体この三つに分けられると私は考へる。もちろんこの三つを細分すれば、問題は幾らでも出て参りますが、一応名委員長のござつてもあるのだから、大体そういうふうなことになつてくると思つてゐる。

○大沢(雄)政府委員 ただいまの調査会の構成の内容の方針でございまして、御意見の通り起業者側、被収用者側、それに学識経験者の公益代表と申しますか、そういう範疇の方、三者それぞれバランスのとれた構成と考へる方針でございまして、ことに被収用者の側が起業者の側よりも不利にならないというように構成は、少なくとも思つておられます。

○中村(時)委員 それでは再確認するようぢやないかと悪いのですけれども、間違ひなく今言つた起業者側よりも被収用者の方の数を多くする、こういうふうな結論づけてよろしいと思つてゐます。そここのところはしつかりやつていただきたい。

○大沢(雄)政府委員 被収用者側を多

くするということまでは申せませんが、少なくとも少なくはならないというところまでは申し上げたいと思つてゐます。

○中村(時)委員 少なくともするということはないと言つておられるから、あなたに答弁は詭弁だと言われることになるけれども、それはそれとして、一つ最後にこの問題だけに限つてお尋ねしておきたい。

それは都市と農村においてある程度相違があると思つてゐる。農村における土地を収用された者と、都市におけるところのたえば高値を呼ぼうとするようなブローカー的存在の人たちと、いろいろあると思つてゐる。農村におきましては生活の問題がその中に出てくるわけなんです。ですからおのずから態度は違つてくると思つてゐる。そういう立場から考へて、農村の代表といふことは十分考へていただきたい。ほかの比例でいふ場合に、農村におけるところの代表はより多くの者をとつていただきたい。私はこう思つておられるのです。そのことが意見を反映する一つの条件になつていくと思つてゐる。そういうところは真剣に考へてもらいたいのですが、一体どういふお考えを持つていらつしやいますか。

○大沢(雄)政府委員 被収用者の側に立ちます委員、ことに農業関係の代表につきましては、十分御趣旨のあるところに沿ひまして考へたいと思つて存する次第でございまして、

るから、その問題によつての検討をした場合に何とかしてこれを簡易化しよう、こういうことがその骨子になつてくると思つてゐる。その簡易化すること、これは、権力機関によるところの財産権侵害といふことを容易ならしめはしないかといふことを私は抱いてゐる。政務次官としてはどういふふうにしてその点をお考えになつてゐるのですか。

○大沢(雄)政府委員 収用手続の簡捷化の問題につきましては、私もやはりこの収用手続といふことが一面におきましては私権の保護といふことと関連いたしまする問題でありますので、単に事務手続の簡捷化といふことだけを主体にして考へるといふことはできないと思つておられます。しかしながら収用される側に立ちます私権の保護に差しつかえない範囲におきましては、これはできるだけ簡略化をいたしまして、土地収用の必要以上に長引くといふことのないようにできないものかといふことを考へる次第でございまして、たとえば公告の期間であるとか、あるいは書類の作成の内容であるとか、そういう点につきまして検討の結果、私権の保護に差しつかえないといふような結論が委員会において出ましたならば、その点は十分尊重いたしたい。しかしながらやはり私権の保護といふことが最も基本な問題でありますから、事務の簡捷化のために本来の目的を阻害するといふことは許されぬことである。その点については私も十分認識を持つておるつもりであります。

○中村(時)委員 そうすると、公共用地の取得を土地収用法で認めて、その

財産権を侵害しないためにこの手続というものは定められておるわけですね。手続を定めるということ、この土地収用法の中においては、その財産権を基礎にしてでき上がつておるものだと私たちは解釈しておるわけですね。一体政務次官はどういふふうにお考えになつておるのですか。

○大沢(雄)政府委員 御意見の通りであると思つてゐます。しかしながら目的はそうでありまして、きめましたものがその目的を達成する範囲内におきまして、必ずしも完全なものであるばかりとは限りませんので、その目的の範囲内で、やはり定められた手続というものもなお改善の余地ある場合もあるといふことを私も考へる次第であります。

○中村(時)委員 そうすると、その目的を達成するために完全なものでないといふ場合もあるといふ、その場合とはどういふことを言つていらつしやるのですか。

○大沢(雄)政府委員 たびたび申し上げております通り、私もそれはそれを公平な調査機関に検討していただいで出すといふことでもあります。最初から結論がわかつておりましたら、何も調査会を作る必要はないわけでありまして、私どもが調査会の意見を聞くといふことが基本の立場で、真実さように考へておる次第であります。

○中村(時)委員 あなた、検討する検討すると言われるが、見当違いもおびたい。あなたのおっしゃつておられることは、この中には土地収用法の手続でちゃんと財産権を侵略しないように定められておる。それは認めます。しかしその目的を達成するためにその事

るいは細目公告その他につきましては、当事者の権利並びに利害関係人に対する所要の手續上の縦覧なり公告等の日数は、最低限度保持しなければなりません。従つてこの取用の事業認定等につきましては、極力現在の役所事務の処理の能率化を念願として、どの程度までできるかということにやはり重点をしなければならない、こういうふうなことを考へております。

○中村(時)委員 そうすると、もうちょっと具体的に話をしていた方がいいのですが、あなた方もこれははつきりここへ文書にして出していらつしやる。土地取用法は公共の利益の増進と私権の保護との調整をはかることを目的とする憲法第二十九条に基く国の基本制度の一つである。こういうふうなことを確認されていらつしやる。そうするとすれば、今言つたように二つの問題があるわけなんです、そのうちの一個である「私権の保護との調整をはかる」ということは、生活の擁護ということに私は問題がなつてくると思う。そうするとわづか四、五カ月間の手續の期間であるにかかわらず、どこか一つ悪いところを直そうというふうな考へ方があるならば、一体現行法のどこをどうしようにしようとお考へになつておられるのか、具体的に私は伺つておきたい。

○關盛政府委員 ただいまの御質問でございますが、具体的に土地取用法の手續關係のどこをどうするかということ、今いろいろ申し上げました資料等によつて、今後十分検討をすべき事柄だと考へておられるわけでございます。

て、今われわれの方で、これをどういふふうなことで直す案を持つておるといふ意味まではつきり固まつておられるわけではございません。今までの段階におきまして、たとえば事業認定を土地取用の方で建設大臣が行なうことになつておられますが、それを事業を實施する者が事業を行なうことを決定したことをもつて、事業認定の効力とみなすというふうなことをすればどうだろうかというふうな意見も、この事業認定そのものについても出ておられるわけでございます。これもやはり大きく検討すべき問題でありましようといわれれば、あるいはどの部分をどういふうにしようかといふことについて、今後実は検討したい、こういうふうな考へておるのでございます。

○中村(時)委員 あなた方が検討する事項とおつしやつたが、その検討する事項の中で、たとえばとおつしやつて今言った発言は、非常に重大な問題なんです、たとえば事業実施者が事業を行なうことを決定したことをもつて認定とみなす、こういうものの言ひ方をされていらつしやるのですが、その場合が問題が出てくるわけなんです。そのことは一種の、あなた方官庁の馬脚を現わしたと私は思うのですが、そういうふうな一方的にそういうふうな問題をきめるというのことに對して、私は疑義があるから言つておられるのです。すなわち私権を認めていて、わづか四、五カ月のことで、この認定の問題を短縮してしまおうということになれば、四、五カ月で自分の一生涯の畑地なり農地というものを取られていくことと目

身が、農業経営に及ばず影響が非常に大きい。かりに今ここに五反持つていける。そのうちの二反なら二反を取られた。二反を取られた場合、残りは三反、その三反ではたして農業経営が円滑にできるかどうかという問題、この重要な基本に入つてくると思う。そのこと自身は、農業政策としての大きな基礎といふものが、その中からくずれてくることになる、そういう事柄をあなた方は考へたことがあるかどうか。○關盛政府委員 お尋ねでございますけれども、少し議論になつてはいいませんが、私が今申しましたのは、ただいまお話になりましたようなことは、ちょっと違つておると思うのでございませう。土地取用法の事業認定は、御承知の通りに法の規定する、土地取用に關する三条各号の事業に該当するかどうかといふことを認定するわけでございます。従つてこの認定といふものは、それぞれ今土地取用法における条々が規定されておるわけでございます。ただそれについて一部、そういう意見があるといふことを申し上げておるのでございまして、私たちは直ちにそれを可として検討しようといふ意味で申し上げておるのではないのでございませう。

おるわけでございます。問題点が直ちに、私どもがその方向で法改正を意圖してはいるといふことは、全然私どもその点は違ひますので、この点につきましてはあらかじめ一つ御了承を得たいと思つておるわけでございます。私個人といつたしましては、率直に申しまして現在の改正された新しい土地取用法は、新憲法の精神に基づいて、この最も重要な国民の権利であります私有財産の保護といふことと公共の利益といふことをできるだけ調整するといふ、この憲法の精神に基づいたものでありまして、その精神に基づいては私ども何らこれを變える必要があるところではなく、ますますこの精神によらなければならぬと私は考へておる次第であります。しかしながらとにかくにもこれほどいろいろと各方面から種々の要望なり意見なり出ておるもので、やはりどこかに、検討いたしますれば、この制度の趣旨なり精神なりを傷つけない範囲で、もっと改善をする余地はあるのではなからうかといふふうに、私どもとしては率直に考へておる次第であります。しかしそれならばどこをどう考へておるのだ、そういうふうな具体的におつしやられますと、どうといふことは実際今予定して

○中村(時)委員 政務次官にお聞きするのですが、今お聞きのように、可といふことは考へていないとおつしやう。それで政務次官としては、個人としてでけつこうです。個人としては一体どういふふうな考へを持つていますか。

○大沢(雄)政府委員 私どももフランクに、いろいろ問題のございませう。お尋ねによりましてお答え申して

おる次第でございます。おつしやると、全部答弁が一定している。最初に肯定しておる。これは非常によろしいと肯定しておる。そして必ずそのあとにはしかしながらとつておる。速記録を読んでごらん下さい。そのあとでは、私はこういうふうな考へておると、今度は逆に業者側の立場を肯定してはいる。あなたは昔知事をやつていらつしやつたから、そういうふうなところの渡り方がうまいのかもしれないが、あるいはまた岸さんの答弁に似通つたのかもしれないけれども、とにかくそういうふうな答弁をしていらつしやる。だからちつともはつきりした態度が出てこない。そこで私は、個人的にお尋ねしても、やはり個人的にでもそれが出てくる。だからすつきりしたものが出てこない。私の聞いておることは、わづか四、五カ月で一生涯のことをきめようといふ事柄に對して、それを縮めようといふ事柄は必要ないじゃないかといふことを聞いておる。それを個人的にあなたはどう考へておるかといふことを聞いておる。私の質問はただそれだけなんです。私は今の御答弁の中から考へてみると、必要ないと思つておるのですが、どうなんですか。

○中村(時)委員 あなたの話聞いておると、全部答弁が一定している。最初に肯定しておる。これは非常によろしいと肯定しておる。そして必ずそのあとにはしかしながらとつておる。速記録を読んでごらん下さい。そのあとでは、私はこういうふうな考へておると、今度は逆に業者側の立場を肯定してはいる。あなたは昔知事をやつていらつしやつたから、そういうふうなところの渡り方がうまいのかもしれないが、あるいはまた岸さんの答弁に似通つたのかもしれないけれども、とにかくそういうふうな答弁をしていらつしやる。だからちつともはつきりした態度が出てこない。そこで私は、個人的にお尋ねしても、やはり個人的にでもそれが出てくる。だからすつきりしたものが出てこない。私の聞いておることは、わづか四、五カ月で一生涯のことをきめようといふ事柄に對して、それを縮めようといふ事柄は必要ないじゃないかといふことを聞いておる。それを個人的にあなたはどう考へておるかといふことを聞いておる。私の質問はただそれだけなんです。私は今の御答弁の中から考へてみると、必要ないと思つておるのですが、どうなんですか。

○大沢(雄)政府委員 どうもまことに恐縮でございますが、これは意見の相違のようでございまして、私決して議論を申し上げたり、何か言葉を返すつもりは全然ございませんが、私は真正銘申し上げておる通り思つておる次第でございますので、どうも繰り返すことになりましてまことに恐縮でございますが……。

○福田委員長 ちよつと速記をとめて。
〔速記中止〕

○福田委員 速記を始めて。

○中村(時)委員 次に、一番もとなつてくる補償の問題ですが、現在の各地における土地取用上の問題は主として補償が中心であつて、私は土地取用法自体についての問題は農民は、法の精神を理解して協力している、こういうふうに考えておるわけです。そこで補償の問題がこの土地取用法の中心になつて、その期間の問題、要するに期間が長いとか、その原因は運用がまづかつたとか、今言つた法手続の内容の問題であるとか、そういうふうな問題が突は派生的に現われてきているのではないか、こう思うわけなんです。あくまでもその補償の問題の話合いが中心になるのじゃないか、こう思っているのですが、どういふようにお考えになりますか。

○大沢(雄)政府委員 現在の土地取用法の中心は、いろいろとしばつて参りますれば、これは私権の保護という立場から、補償の問題が中心になるといふことは御意見の通りである私も考えておる次第であります。しかしながら、恐縮でございますが、なお生活再建の問題も現在におきましてはそれにつけ加へまして、やはりさらに一そう考えなければならぬ問題になつてきている、かように考える次第であります。

○中村(時)委員 そこでそれではその土地取用法は、憲法に規定されました財産権の補償を適正に行なうために、権力機關の権利の乱用を防ぐための手続を定めたものだ、私はこう思っているわけなんです。それに対してどうい

うお考えを持っていますか。同時にまた私有権の侵害とならぬよう、権利者の権利を保護するためには、確実な補償がなされるべきであらう、私は基本的にはそう考えるのですが、その考えに対してどういふふうにお考えでありますか。

○大沢(雄)政府委員 全く同感でございます。

○中村(時)委員 そうするとそのことの確認がはつきり一つで上がったこと、それからもう一つ、国家社会の福祉増進のために私有財産を制限しよ、または取用することができると、この都市計画法の十六條の第二項にはなつておるが、あくまでもその根拠となるものは、正当な補償がなされること前提になつておると私は思うが、これに対してどうお考えになりますか。

○大沢(雄)政府委員 やはり同様に私も考えておる次第でございます。

○中村(時)委員 次に土地取用法を取扱ったあとの補償手続はいかなる方法を考へておるか。——どうもわからぬのだから、どういふものか、そのついで質問したのですけれども、それはどういふことなんです。補償価格の決定は土地取用委員会が定められることになつておる。そこで補償問題で時日がかかるから、簡易な手続をとつてくるとするならば、その適正な補償決定前の使用といふものが、憲法の二十九條をあなたは認めておられるが、その憲法の二十九條に違反するやうな行為になつてきはせぬかといふことをお尋ねしたわけなんです。

○大沢(雄)政府委員 緊急使用の問題についてはお尋ねと存じまするが、緊急使用はあくまでもこれは例外でございまして、特別の場合にのみ許されるものと私は考へておる次第であります。

○中村(時)委員 それではかりに手続を簡易化していつて期日を狭めるとするならば、そういうことが中心になつておるわけなんです、それではどのようにして適正な補償の判断をされるのですか。

○大沢(雄)政府委員 御質問の趣旨を私よく理解しないかもしれませんが、適正な補償は評価の適正ということにかかつてくる次第でございます。この点は土地取用委員会におきまして、十分にやつていただかなければならぬ問題と考へておる次第でございます。

○中村(時)委員 そうすると、はつきりしておいていただきたいのです。期日は狭められる、補償の決定といふものはそれだけおくれと。ところが一番問題になるのは、補償を決定するために農民側からこれだけにしてくれ、起業者側からこれだけにしてくれ、そのことが期間を長引かしておる。その基本といふものはつきりさせずにおいて、片一方の手続だけを狭めていこうといふことになれば、敢然として権利の履行といふことになつて現われてはせぬか、そのことに對しておられる。何かそれに対していいお考えを持っておりますか。

○福田委員長 ちよつと速記をやめて。
〔速記中止〕

○福田委員 速記を始めて。

○中村(時)委員 最後に一点お聞きしておきますが、補償を決定しないのにいきなりその土地を使用するとか、そういうことは誠に慎んでいただきたい

と思つたのです。これが一番の基本になつておるから、その点だけは明確に答えておいていただきたい。その答え方いかんによつて終りますから……。

○大沢(雄)政府委員 緊急使用の問題でございますが、これは先ほど来申し上げておられます通り、あくまでも例外の場合に認められるわけでございます。これは、これをいたすに拡大するといふことは、土地取用法の精神の上からいつても許されないと考へておる次第であります。

○福田委員長 次に受田新吉君。

○受田委員 時刻が十二時になつてなつてますが、しばらくの間がまんしていただきたい。私は中村委員の質問に関連してまずお尋ねしたい点があるのです。きょういただいた資料の中に損失補償比較表といふのがあります。これを見ますと、大阪市長が特別都市計画街路事業として事業を起そうとした際に、起業者の申請価格と所有者の主張と裁決額を比較するときに、所有者の主張は坪九万円となつており、起業者の申請と裁決額は八千円となつておる。こういう著しい違いが要求と裁決額の数字の上に現われておるといふことは、どこかに何か無理があるのじゃないか。ばかな要求をする所有者もあるでしょうし、また起業者そのものがばか安い希望価格を申し出るということもありましようが、一体こういうものは裁決する際にどういふことを要件にして考へておるのですか。たとえば所有者が九万円という要求を出していることにおいては、その土地の価値判断に重大な要素がひそんでおるといふことも考へておるのかどうか。今中村委員の質問の中にあつたやうに、同じ農地で

あつても取用者側から見れば単に農地として普通の価格で買ひ受けたいと思つておるときに、その農地のかえ地もない、農業を他の職業に転換せなければいかぬといふような問題も考慮に入れておるのかどうか、お答えを願ひたいと思ひます。

○關盛政府委員 ただいまの御質問はお手元に配付いたしました損失補償の裁決比較表の第七ページの三十年三月二十八日の特別都市計画街路事業の裁決額についての、起業者と所有者のそれぞれの申請、主張の隔たりのある例の御質問だつたと思つたのでございませぬが、これは確かに両方の申請とそれから主張を比較いたしますと、非常な隔たりがありますのでございませぬが、土地の取用をいたしますときに考へる時点で近傍類地取引の価格等を考慮いたしましたして、補償の価格を裁決いたすのでございませぬが、この評価にあたりましては専門の評価委員あるいは鑑定人等を委嘱いたしまして、価格の決定に十分適正を期するように努めて行なつておるわけでございます。従つて起業者の申請に裁決額が決定されておりますが、これは起業者の立場をのみ考慮したとは考へられませぬし、また所有者の主張をむげに断つたとはわれわれ見れないわけでありませぬが、要するに第三者として公正な立場でただいま申しましたやうな考へ方で評価をしておる、これが実際でございます。

○受田委員 局長は今所有者の主張をむげに無視もしてないとおっしゃつておられるけれども、所有者は今の例では九万円を要求しておる。そして起業者は八千円を要求しておる。裁決は八千

円じゃないですか。所有者の主張は完全に棄つて、起業者の主張だけを採用してやるじゃないですか。これははいかですか。

○關盛政府委員 これは結果がそうなったと申しましたが、そういうことできまっちゃったというふうにはわれわれ考えておらないのでございまして、この場合の所有者の主張が非常に法外な主張である、こういうふうにご考えております。

○受田委員 法外な主張をしたとしても、九万円を主張するたとえばその土地の価値判断に、将来ここに駅ができるというふうな期待的な要求というものもあると思うのです。そういうふうなものも考えていくときに、九万というものが全く架空の要求であり、裁決の八千円というのは妥当である、こういうことは——私は一つきわめて特異の例を引いたわけでありまして、こういうものを十分建設で研究してはならないと、今のあなたの御所見であるならば、もうこれはありふれた御所見であって、この例に対するお答えになつていない。所有者の主張を完全に棄つて、起業者の主張だけがいれられてある。こういうものについて、取用委員会がどう考えており、実態が十分調査されているかどうか、十分資料を取り寄せて、その委員会の審議の状態等を検討してこれをお答えいただくか、今の局長のお答えでは私納得できないわけですか。全然所有者の主張を捨てておる。どこに九万という根拠があったか。所有者は何かの理由を掲げて九万円を要求しておるはずなんです。これはありふれた御答弁で私の質問に答えられていない。資料をいただ

いた以上は、委員としてはこれを研究しなければならぬ。
時間の関係で次へ移りますが、今私がお尋ねした農地等を取り上げられて農耕をやめなければならぬというふうな人々のためには、代替地とかその他の措置もとっておられると思ひます。こういうことについての検討は、ただ単に建設省あるいは土地取用委員会だけでなくて、農林省とかその他の機関とも御相談をされておられると思ひますが、どういうふうな措置をされておられますか。

○關盛政府委員 お尋ねの、補償に際しまして土地の起業者がかえ地等を持っております場合におきましては、そのような方法も法律上もとり得ることになっております。なお実際上の実施運営につきましても、農林省におかれましては方針をきめて、このような類似の相当な規模のものにつきましても、指導をして対策を実施していただいております。

○受田委員 その機関はどういう合議機関があり、どういふ実施機関があるか、お示しいただきたいと思ひます。

○正井説明員 ただいまの御質問でございますが、公共の事業等によりまして耕地等を失う場合に、起業者において十分な補償がなされるべきでありまして、ただその手段といたしまして、金銭補償等においてはあとの生活が十分に保障せられないというふうな場合もございまして、私どももいたしまして、もうこういふ場合、その補償に關連しましてお手伝いをするというふうな考え方に立っております。具体的には昭和三十三年三月、事務次官の通達を

出してございまして、それは「公共の利益となる事業の実施により農地等を失う耕作者の収農促進に關する措置要綱」ということで、大体の考え方は従来ある農家が、たとえば水没の場合等もあるかと思ひますが、五反なら五反の耕地を耕しておる。それが水没するというふうな場合でございまして、その場合には私ども国内のあちこちで開拓をやっておりますが、金銭による補償でなく、さらに耕作を続けたいというふうな場合には、起業者から連絡がございましたら、そういうところへ収容するということについて考えております。その場合にその五反なら五反相当の造成に要する経費、これは当然起業者が現物補償という考え方で費用の負担はしてもらおう。そうしてその相当するところの規模が将来営農をやっていくのに十分でないというふうな場合には、私どもはそれにプラスしまして増地ということを考えますが、その増地の部分につきましては國の開拓行政と申しますか、開拓の施策の一環として有利な扱いをするというふうな考え方が骨子になっております。そういうことで実は受け入れ体制は整えております。

○受田委員 そうした場合たとえば田畑、田を取り上げられて新しい田をもらうという場合に、その裁決額というものは、新しく農地を得ようとするに必要額以上に、その土地を離れる愛惜に対するある程度の補償というものもその中に入っているかどうか。

○正井説明員 ただいまの御質問でございますが、その関係はどういふ程度にどういふ範囲の補償をするかということは、当該事業をやる起業者の補

償の問題でありまして、そこまでは農林省としては関しない。しかし耕地を失う者に対して耕地をもつて現物補償というふうな措置をしたい。農家も希望しているし、起業者もそれを望んでおるといふふうな場合には、農林省としてもそれに協力しようということとでございまして、いろいろ精神的な打撃だとか、その他のいろいろの事情があらうかと思ひます。そういう補償を具体的な事案においてどのように処理されるかは、私どもは直接にはタッチしない。農地等の整備に必要な範囲でお手伝いする、こういうことであります。

○受田委員 先般米中村委員から質疑をされておる問題は、特に農地を取り上げられる立場の人々を考へられて主張しておることだと私は思うので、都市の法外の土地価格つり上げによつて利益を得た人々とは角度を変えて、人間性のある立場で農業等を営む人々の立場を守らうという主張が、中村君の主張であらうと私は思つておるのです。そういう意味で今度の土地収用法の運用に關するいろいろな問題を審議しようとするこの機関の意義が、そうした人々を痛みつけないようにということが、われわれの主張なんです。問題は簡単にいくわけなんです。公共の用に供する土地を価格つり上げの作戦一本で、この際取れるだけ取れたいというふうな野心を持って当たる農民に対しては、適当にその欲望を押えなければならぬ、そういう面も一つあるのです。だからそこが非常に公正に行なわれるように運用するということに、あなたの方のねらいがなければならぬ。

一方の公の立場の主張が大きくて、個人の立場の主張が弱まるとはいけないという意味からして、そこをよく考えて、その運用をりっぱにやつていかなければいかぬと思つたのです。これは農林省と建設省との間の相互の合議機関というものは何かということ、具体的にどういふ形で合議されているのか、御答弁願ひます。

○關盛政府委員 ただいまのお尋ねにつきまして、必要のつど連絡いたしまして、お説のような具体的な処理は両省で当たつておる、こういう次第でございまして。

○受田委員 個々の件に關する相談、従つてこういうものを総合的に話し合ひをするというふうな機関はないわけですか。

○關盛政府委員 たとえば現在名神高速道路のような規模の速度で建設を始めますので、關係の土地等を提供することとなる地域が、農業に非常に関係のある地帯でありますし、またそのほかに土地改良事業その他きわめて影響が大いなので、これは次官會議の了解事項としての協議会を設置いたしました、具体的な協議会の形でこの処理に當つておる、こういう例がございまして。

○受田委員 そういふ例は、これはけつこうなことであつて、個々のケースで、ケース・バイ・ケースで片づけていくというような關係になつてくる、前後の間には非常に不均衡が起るといふことが考えられますので、常に高い立場でアンバランスはないかを見ていくという努力をされる必要があると思つたのです。これはあなたの方で検討してもらわなければならぬ。

○關盛政府委員 御答弁願ひます。

い問題だと思ふのです。

次に今度は法案に直接触れて二、三の点をただして、あっさり質問を終わりたいと思ひます。今回の改正点で今この委員会の問題にされたのは、今の取得制度調査会の問題が取り上げられたのですが、私はそのほかの問題を取り上げてみたいと思ひます。

改正点の第二の日本住宅公団の経営一般の監督事務というものを、官房から住宅局に移したというものでございしますが、今までで不便な点はどこにあるのか。不便であるならば、初めから住宅局に移しておいたらよかつたのではないか、こういう問題をお答え願ひます。

○鬼丸政府委員 日本住宅公団の経営一般の監督に関する事務を、現在は大臣官房において所掌いたしておりましたが、この事務に当たらせるために住宅公団の監督官が置かれておるわけでございますが、住宅公団が設立されました当時におきましては、実は住宅公団のやつている仕事は、住宅の建設のほかに土地区画整理事業を行なつておりますところの関係から、住宅局、計画局にまたがって一般的な監督をしてもらうということから、大臣官房に置かれたのでございまして、その後、その後の運営の事情等から考えますと、住宅公団側からの立場に立つて見ましても、住宅局、官房、計画局と三者に監督事務が分れてきておるといふことで、公団側としても業務の連絡を三者に一々しなければならぬ、こういう多少煩瑣な事態にもなつておりましたので、それを簡素化する意味におきまして、今回住宅局の所掌事務に移すといふことになつたのでございまして。

ただお断わり申し上げておりますことは、土地区画整理事業の法令上の監督につきましては、これは当然従来通り計画局において所掌いたします。そういう事情でございまして、別に他意はないわけでございますので、御了承願ひます。

○受田委員 行政機構、特に各省間の部内の行政事務の整理統合というやうな問題、これは運用してみてもさうたのを是正するの必要だろつと思ひますが、そのこと自体があまりに軽はずみでばんばんと変えられたのでは、これは大へんだと思ひます。行政機構内部における不統一を物語ると思ふのです。

それで今お説の点で、整理をするのに適当な時期だと思つたといふことで、道路公団はどうなつておりましたか。道路局の所掌になつておりましたか。

○鬼丸政府委員 道路公団の監督事務につきましても道路局でやつております。それから首都高速道路公団の監督事務は計画局において所掌いたしております。

○受田委員 建設省の付属機関問題に触れるのですが、これは地理調査所という名称の問題だけで、中身が変わつたわけではないわけですね。名称が今まで地理調査所で済んでおつた。それを今度国土地理院に改めなければならぬといふことならば、これは前からあつたはずですが、今度はこれの必要が生じたといふのは、どこからかこのすこい世論が起つたとか、役所の中で批判が起つたといふ事象があつたのでしようか。

○鬼丸政府委員 現在付属機関として

設けられております地理調査所は、先日も御案内のように、単なる調査機関ではございませんで、測量法という法律の施行事務をやつておられます。それから地図の調製、印刷までやつておられます。そういう関係から申しますと前々から調査所という名称は適當でないう、こういう実態を持つておるわけでございますが、今回改名するに至りました動機は、そういう前々からの実態に沿わないという点と、さらに今年度の地理調査所の事業等におきまして、新しく国土基本図の作成でありますか、あるいは災害対策の資料としての土地条件調査、こういう新規の仕事がふえたこと等もございまして、今回実態にふさわしい名称として国土地理院に改名しようといふことで、御提案申し上げたやうな次第でございまして。

○受田委員 長く役所の中で親しまれた言葉を変えるといふことになると、よほどの理由がなければいけない。しかも今度の名称は地理院である。チリン、チリンと鐘の鳴る音のやうで、これはちよつと音が悪いです。そこで地理院では音が悪いといふので、国土という言葉が上について国土地理院といふことになつていく。このごろに私は非常に気にかかるところがあるのですが、地理調査所といふことで親しまれておれば、調査の中に多少一般行政事務が入つておつても、それでいいのじゃないか。ここに新しく行政事務が加つたとは書いてない。現在まで地図の調製等の事務を行なつておるといふことで、地理調査所としてやつてきたことなんですから、別に何らかの新しい機関がもう一つ加つて、大きな機構になつたとい

うなら意味があると思ふのですけれども、ただ単に名称の変更だけだということになると問題があると思ふ。法制局の部長さん、院という名称ですが、「字源」を引いてみると、院は、めぐらすという語源があり、やくしよであり、つらである。部というのほうかといふと、これはすべる、つかさ、やくしよ、それから書く、つかさ、むら、である。もう一つ上の局といふのは、区切つた部屋と書いてある。こういうふうないろいろの意味が違つておるわけですが、国家行政組織法の問題で、各省設置法の関係でどうした部局を作る際に、院といふものは一体どういふ地位にあるのか。役所で作つた院といふのは、ないことにはない。婦人補導院とか、少年院とか、いろいろあることはあるのですけれども、それはきつめて例外であつて、ここに新しい院といふのが誕生するわけですね。このことを法制局の立場から、行政組織法の関係で、機構の名称をみだりに変更することが適當かどうか、かつ院の名称は適當かどうか、御答弁を願ひたい。

○野木政府委員 まず機構の名称を変更することが適當かどうかという点につきましても、すでにある庁に名前がつけられ、それが多年なれ親しまれておるのを改めるには、やはりそれだけの理由がなければならぬといふことは、一般論としてはもちろんその通りだと思ひます。

そして国家行政組織法上、院といふのはどういふものであるかといふ問題でございまして、先ほど先生のお調べになつた結果を御披露いたさしました。確かに言葉それ自体の意味として

は、各辞典などに出ておるような意味があると思ひますが、ただ現行の国家行政組織法におきましては、たとえば府、省、委員会及び庁を使うといふことは積極的規定されておらず、それ以外のたとえば付属機関につきましても、法律は名称を限定していません。法律は名称を限定していません。たしかかつて以前の国家行政組織法の改正案でしたか、何か院という名称を使った一つの組織を作らうといふ案が出たことがあつたやうに記憶しておりますが、現行法では、院といふのは何々に使う、そういう積極的なものはありません。そして付属機関については、名称は法律上こゝろでなければならぬといふことには必ずしもなつておりません。従いまして付属機関におきましても、先生御指摘のやうに、法務省関係の少年院とか、厚生省関係の衛生院とか、あるいは文部省では芸術院とか、学芸院とかありますし、通産省では工業技術院、みなこれは付属機関でありますから、現在の国家行政組織法並びに今のいろいろの設置法に出ておる各種の實際の名称等からいいますと、付属機関に院を使つては法律上建前に反するといつたほどの強い意味はないのではないかとと思ひます。ただ適當かどうかといふ議論は、おっしゃるやうにいろいろの人の見方によつてあると存じておりますが、法律上としては付属機関に院を使つては法律の建前に反するといふほどの強い意味は、今の組織法は持つてないのではないかとと思ひます。

○受田委員 部長の御説明によつて、行政組織法上の名称の用い方について、付属機関には確たる基準はないのだ、何を使つてもいいのだ、こういう

は、各辞典などに出ておるような意味があると思ひますが、ただ現行の国家行政組織法におきましては、たとえば府、省、委員会及び庁を使うといふことは積極的規定されておらず、それ以外のたとえば付属機関につきましても、法律は名称を限定していません。法律は名称を限定していません。たしかかつて以前の国家行政組織法の改正案でしたか、何か院という名称を使った一つの組織を作らうといふ案が出たことがあつたやうに記憶しておりますが、現行法では、院といふのは何々に使う、そういう積極的なものはありません。そして付属機関については、名称は法律上こゝろでなければならぬといふことには必ずしもなつておりません。従いまして付属機関におきましても、先生御指摘のやうに、法務省関係の少年院とか、厚生省関係の衛生院とか、あるいは文部省では芸術院とか、学芸院とかありますし、通産省では工業技術院、みなこれは付属機関でありますから、現在の国家行政組織法並びに今のいろいろの設置法に出ておる各種の實際の名称等からいいますと、付属機関に院を使つては法律上建前に反するといつたほどの強い意味はないのではないかとと思ひます。ただ適當かどうかといふ議論は、おっしゃるやうにいろいろの人の見方によつてあると存じておりますが、法律上としては付属機関に院を使つては法律の建前に反するといふほどの強い意味は、今の組織法は持つてないのではないかとと思ひます。

な自信をもって意見を確定し得る段階になつておらない次第でございます。いろいろと検討の結果、現在のところ省といたしましては、市街地におきます土地の高度利用の問題、宅地造成等の問題、これらにまず重点を置きます。土地の供給を豊かにすることによりまして、この増勢を押えていくということが一番実際のなあぶなげのない方法ではなからうかということになりまして、今のところではそういう方向で問題の解決に歩を進めていきたいというところで検討いたしておる次第でございますが、何分にもお話の通り非常に大きな重要な問題でございますので、省といたしましても真剣にこの問題に取り組んで、何とか明年度の予算の上におきましては、これを現わしたいということ、いろいろと検討を進めておるような実情でございます。

○受田委員 法案を上げるに先立つて、建設大臣がおいでになると思うのですが、いかがでしょうか。

○福田委員 速記をとめて。

〔速記中止〕

○福田委員 速記を始め。

○大沢(雄)政府委員 ただいま一応お答え申し上げましたが、現在省といたしましては真剣にこの問題に取り組みまして、ただいま御意見にもありました通り、市街地におきます宅地造成の問題、あるいはまた土地の高度利用の問題、そういう面につきまして、現在もやっておりますが、今のようなことではいけない、これはどうしてもっと積極的にやる必要が目前に迫つておるのではないかと。なおそのほかいろいろな点につきましても十分検討を

いたしまして、明年度の予算の編成におきましては、何らかの問題につきまして建設省として対策を堂々と出したい、かように考えて進めておるような次第でございます。現在省議としてこれとまいったというものは、率直に申しましてまだそこまできまっておりますん次第でございます。

○福田委員 ほか御質疑はありますか。御質疑がなければ、これにて本案についての質疑は終了いたしました。

次会は明十五日午前十時より開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時四十四分散会

昭和三十五年四月十八日印刷

昭和三十五年四月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局